

入院時食事療養費に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を近畿厚生局に行っています。

尚、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について

【70歳未満の方】

区 分			1食につき
一 般 の 方			550円 (難病医療受給者等は330円)
住民税 非課税世帯の方	過去12ヶ月 の入院日数	90日以下	270円
		91日以上 (要申請)	220円

【70歳以上の方】

区 分			1 食につき
一 般 の 方			550円 (難病医療受給者等は330円)
住民税非課税 世帯の方 (低所得Ⅱ) ※下記に該当しない方	過去12ヶ月 の入院日数	90日以下	270円
		91日以上 (要申請)	220円
住民税非課税世帯の方(低所得Ⅰ) ※所得が一定基準に満たない方など			130円

食事療養の「選択メニュー」について(1食につき)

あらかじめ定めた日に、患者様に対して提供する複数のメニューから選択いただける「選択メニュー」を実施しています。

※但し、標準負担額とは別に、選択メニュー料として1食につき22円(税込)を頂きます。

(1円単位は切り捨てとなります。)

(施設基準揭示用)